

きしてください。

▽子ども医療(0歳~中学生)

転入時は、受給者証の交付申請をしてください。

転出時は、受給者証を返却してください。

▽障害者手帳

引越後、30日以内に住所変更の手続きをしてください。

【持ち物】

- ・印鑑
- ・保護者の被保険者証(児童手当)
- ・振込先口座の通帳(児童手当)
- ・児童手当所得証明書
- ・子どもの被保険者証(子ども医療)
- ・各種障害者手帳

※このほかにも手続きが必要な制度がありますので詳細は福祉課へお問い合わせください。

【照会】福祉課

☎0537⑤1121

要支援・介護認定の 手続きは高齢者支援課へ

▽介護保険(要支援・要介護認定を受けている人)

転入時は、前の市区町村で交付された「介護保険受給者資格証明書」を提出してください。

転出時は、御前崎市で受けた認定を転出先へ引き継ぐた

めに「介護保険受給者資格証明書」の交付を受けてください。

【持ち物】

- ・印鑑
- ・介護保険被保険者証

【照会】高齢者支援課

☎0537⑤1118

水道の使用開始・中止の 手続きは水道課へ

▽上下水道

上下水道を使用・中止する場合は届け出が必要になります。

届け出方法は窓口申請(水道課または、御前崎支所)と、FAX申請の二つの方法があります。

電話やインターネットでの受付はできません。

使用・中止したい日の3日前(土日祝日を除く)までに申請してください。

【持ち物】

- ・印鑑

【照会】水道課

☎0537⑤1127

飼い犬の登録手続きは環 境下水道課へ

▽犬の登録

全ての飼い犬は登録が必要です。転入先の住所地で住所変更の手続きをしてください。

【持ち物】

- ・印鑑
- ・愛犬手帳

・前住所地で発行された鑑札

【照会】環境下水道課

☎0537⑤1126

税金などの 手続きは税務課へ

▽市・県民税

平成26年1月2日以降に転出の人は、平成26年度に限り、御前崎市に市・県民税を納めることとなります。

▽軽自動車税

軽自動車の所有者は、転出先で自動車検査証の住所変更をしてください。

125cc以下のバイク所有者は、税務課に「廃車届」を提出し、転出先で再登録してください。

【持ち物】

- ・印鑑
- ・ナンバープレート
- ・標識交付証明書

【照会】税務課

☎0537⑤1114

幼保小中学校の 手続きは教育委員会へ

▽幼稚園・保育園

教育総務課で入園手続きをしてください。

▽小学校・中学校

現在在籍している学校に転校することを連絡して、「在学証明書」「教科用図書給与証明書」をもらってください。

転入先の学校へ「在学証明書」「教科用図書給与証明書」を直接提出してください。

【持ち物】

- ・印鑑
- ・在学証明書
- ・教科用図書給与証明書

【照会】

教育総務課(幼稚園・保育園)

☎0548⑤1128

学校教育課(小学校・中学校)

☎0548⑤1130

市役所以外の 手続きについて

市役所以外でも生活の中でさまざまな契約をしていますので、契約先に連絡し、引越しの手続きをしてください。

▽電気料金の精算

契約している電気会社へ。

▽ガス料金の精算

契約しているガス会社へ。

▽電話の移転届

契約している電話会社へ。

▽郵便物の転送

管轄の郵便局へ転居届を提出してください。

▽新聞の料金精算

配達人に伝えるか電話で契約の新聞販売店へ連絡。

▽運転免許証

転入・転出先の所轄警察署で手続きをしてください。

どの手続きも生活に必要なものばかりです。

届け忘れて困らないように手続きをお忘れなく。

